



平成24年12月20日

## 「復興特別所得税の創設」

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成25年1月1日から平成49年12月31日まで**の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

### ★ 復興特別所得税の概要は ★

#### I 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

- ・源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の**2.1%**相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。
- ・実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

#### 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

※算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

合計税率とは、所得税率(%) × 102.1%

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42
所得税率(%) × 102.1%							

#### II 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

- ・給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

#### III 年末調整

- ・給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

というわけで、当事務所の顧問先に対する請求書の源泉徴収額も1月分より変更されます。

1月22日に自動引き落としされる分は12月分ですので、従来そのままです。

2月22日に自動引き落としされる分から、変更されることとなります。ご了承下さい

### ★ 復興特別法人税の概要は ★

- ・この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に**10%**の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。
- ・また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。

また、復興特別法人税は期間限定で課されます。

具体的には、**指定期間(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間)**内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度として、復興特別法人税が課されます。

分かりやすく言えば、3月決算法人の場合、平成25年3月期から3事業年度ということですが、途中で決算期を変更した場合等には、4事業年度以上になる場合もあります。